

## **一般社団法人 未来産業事業化推進センター**

### **第1章 総 則**

#### (名称)

第1条 本法人は、一般社団法人未来産業事業化推進センターと称する。

#### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区赤坂二丁目 10 番 14 号に置く。

2 本法人には、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

#### (目的)

第3条 人類の抱える諸問題を解決し、真理価値をベースとして繁栄する靈性科学都市の実現を目指し、未来産業の創出に欠かせない次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 新発明・新技術・新製品の事業化に挑む技術者・起業家を支援する事業
- (2) 新産業創出のための戦略立案及び経営支援をする事業
- (3) 前二号に付随する一切の事業

#### (公告の方法)

第4条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### **第2章 社 員**

#### (入社)

第5条 本法人の目的に賛同する者を社員とし、社員となるためには社員総会の決議による承認を要する。

#### (退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第7条 本法人の社員が、本法人の名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

#### (社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があつたとき。

### **第3章 社員総会**

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく社員総会を開催することができる。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### **第4章 役員**

(役員)

第15条 本法人に、理事3名以上の役員を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 副代表理事は、理事の中から代表理事が任命する。

(任期)

- 第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員として選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人の業務を執行する。
- 2 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総括する。
  - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代行する。

(解任)

- 第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬等)

- 第20条 理事は、無報酬とする。ただし、理事が本法人の業務を行った場合に負担した費用は、実費を限度として本法人にて清算することができる。

## 第5章 協賛会員等

(構成)

- 第21条 本法人の目的に賛同し、事業を支援する法人、個人を対象に協賛会員その他の会員を設けることができる。

(細則)

- 第22条 前条に関する必要な事項は別に定める。

## 第6章 戦略本部、専門者会議、事務局

(戦略本部)

- 第23条 本法人の運営方針の審議及び起業支援方針策定の助言のため、戦略本部を置くことができる。
- 2 本部は、代表理事、副代表理事及び法人経営に関する有識者並びに実務家から組織する。
  - 3 本部の運営その他に関する事項は別に定める。

(専門家会議)

- 第24条 起業に関する専門分野の知見を集めるため、知財戦略会議等の専門家会議を置くことができる。

- 2 専門家会議は、担当理事及び専門分野の有識者並びに実務家から組織する。
- 3 専門家会議の運営その他に関する事項は別に定める。

(事務局)

- 第25条 本法人の運営業務を分掌するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局長及び重要な使用人は、代表理事が任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

- 第26条 本法人の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第27条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

- 第28条 本法人の剰余金は、分配してはならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第29条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

- 第30条 本法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第31条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則 (略)